

伊東市津波対策地区協議会 設置運営要領 (案)

1. 目的

東日本大震災の教訓をふまえて、相模トラフや東海・南海トラフで発生が予測される地震に伴う津波による被害想定を基に、警戒避難の対策、海岸保全施設の現状について情報を共有し、津波防災のまちづくりのため、今後の津波防災施設のあり方やソフト対策について話し合う場を持つことを目的とする。

2. メンバー

- ・地区協議会に会長及び副会長を置き、会長は地区の区長とし、副会長は区長が指名する者をもってあてる。
- ・会長は、地区協議会を代表し、会長が出席できない場合は副会長が代理を務める。
- ・地区協議会は、地元町内会、行政機関、関係諸団体で構成するものとし、地区ごとの構成は、別に定めるものとする。

3. 事務局

地区協議会の円滑な運営を行うため、事務局を置く。

事務局は、静岡県熱海土木事務所内に設置するものとする。

4. 運営体制

静岡県熱海土木事務所、東部危機管理局及び伊東市が共同で行うものとする。

なお、会長、副会長との連絡調整は、伊東市危機対策課が行うものとする。

5. その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて地区協議会の承認を得て定めるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日